

ニュースレター

2009年12月



インデックス

新文書

資源税法	3
ガス・石油法施行の政令及び石油探索・開拓プロジェクトの入札規制に対する改正・補足政令第115/2009/ND-CP号	3
客観的な理由による故障、損失した原材料、機械に対する輸入税及び付加価値税の取り扱い	4
環境保護分野に属する事業を行う企業の税務優遇	5
引当金の計上及び利用に関する通達第228/2009/TT-BTC号	5

ガイドライン文書

個人所得税	7
付加価値税	7
輸出品の販売価格の減額に対する付加価値税	7
輸出入及び税関	8
輸出品の検査強化	8
輸出品の通関価額の確定	8
加工向けの輸入原材料が損傷した場合の輸入税	8

新法令

資源税法

2009年11月25日に国会は、資源税法第45/2009/QH12号を公布した。これは、資源法令第05/1998/PL-UBTVQH10号及びその改正法令に代わるものである。同法律は、資源に関して、課税対象、納税者、税金計算根拠、税率、税金申告及び納税、免税及び減税を改正している。その主な内容は以下の通りである。

- 課税対象: 課税対象である「自然水産物- thủy sản từ nhiên」が「自然海産物- hải sản tự nhiên」に変更される。また、金属鉱物及び非金属鉱物グループには、具体的な種類が拡大される。
- 納税者: 資源開拓のため設立される合弁拠点は合弁企業である。資源開拓に関する協力契約書に対して、納税者は、ベトナム側であったが、今後当該契約書に規定されることになる。
- 税金計算根拠: 税金計算のための資源量及び価格を決定するための、詳細な内容が規定されている。
- 税率: 税率表は以前より殆どが高くなり、特に金属鉱物及び非金属鉱物などの資源品目税率は5倍高くなる。
- 税金申告及び納税: 税務管理法により実施される。
- 納税及び免税: 免税及び減税対象が減少され、特に開拓開始から3年間で資源税減税50%を受ける対象である投資プロジェクトが削除された。

同法律は2010年7月1日より有効になる。

2010年7月1日以前に締結されたガス・石油の投資プロジェクト又は契約書には、同法は適用されない。但し、既存の資源税優遇が同法の取り扱いより劣っている場合は、残存優遇期間に対して同法が適用できる。

ガス・石油法施行の政令及び石油探索・開拓プロジェクトの入札規制に対する改正・補足政令第115/2009/ND-CP号

ガス・石油法施行の政令第 48/2000/ND-CP号及び石油探索・開拓プロジェクトの入札規制に関する政令第34/2001/ND-CP号を改正・補足する2009年12月24日付政令第115/2009/ND-CP号によると、改正内容は以下の3つである。

- 政令第48号に規定される税務及び財務に関する規則が削除されている。その代わりに、ガス・石油活動の実施対象者は現行法律及び2009年2月19日付財務省通達 第32/2009/TT-BTC号により税金及び手数料の申告・納付を実施することとなる。
- 政令第15号は、ガス・石油活動に参加するものの投資、組織及び活動についてのガイドラインとなっている。内容は以下の通りである。

- ガス・石油活動向けに使用された機器や設備を撤去する義務
- ガス・石油探索期間、ガス・石油契約の期間、ガス・石油サービス入札に関する契約期間を延期する手続き
- ガス・石油契約書及び投資証明書の公布
に関する評価プロセス、ガス・石油契約書の権限譲渡・義務及び修正投資証明書の公布に関する評価プロセス

商工省は計画投資省の代わりに上記の手続きを審査・承認した上、さらなる承認を得るために首相に提出する。

- 油探索・開拓プロジェクトの入札規制の改正内容は競争入札、入札指標、入札計画に関することである。

同政令は2010年2月14日より有効になる。

客観的な理由による故障、損失した原材料、機械に対する輸入税及び付加価値税の取り扱い

財務省は、2009年12月18日付けで、天災、火災、不慮の事故により故障、損失

した加工契約書、輸出品生産契約書に基づく原材料、機械に対する輸入税及び付加価値税の免税、減税に関する通達第237/2009/TT-BTC号(通達第237号)を公布した。

以前、財務省は同様のケースでガイドラインを提供している。つまり、2007年5月25日付政令第85/2007/ND-CP号第24条によると、「天災、火災、不慮の事故により、生産、経営に影響のあった場合の未納税額に対して、企業は納税期限日より最大2年納税を延期することが可能」という規定である。但し、当該ケースにおいて、輸入税及び付加価値税の免税、減税適用までは認められなかった。つまり、本通達第237号を通じて、当該ケースに該当する企業に対する全面的かつ具体的な政府支援が明確にされている。加工契約書、輸出品生産契約書による原材料、機械に対して輸入税及び付加価値税の免税、減税を受ける条件は以下の通りである。

- 原材料、機械が通関され、関連機関によって天災、火災、不慮の事故による故障及び損失理由、損失比率が確認されること。
- 通関及び税務監査チームによって、天災、火災、不慮の事故による故障及び損失のあった原材料、機械、設備が、ベトナムに輸入されたが実際にベトナム



市場で消費されていない、又は外国に輸出されないことを確認されること。

輸入税及び付加価値税の免税、減税の申請書類、手続きは通達第237号第4.5条により規定されている。

同通達は2010年2月1日より有効となる。ただし、天災、火災、不慮の事故により故障及び損失のあった原材料、機械、設備に対する通関申告書を2007年7月1日から同通達の有効日までに登録した場合には、同通達の条件を満たすことで、財務省に対して具体的な処分の申請が可能となる。

環境保護分野に属する事業を行う企業の税務優遇

2009年12月8日、財務省は環境保護に対する税務優遇に関する政令第04/2009/ND-CP号のガイドラインとなる通達第230/2009/TT-BTC号を公布した。同通達によると、企業は以下の場合に税務優遇を受けることができる。

■ 法人税

政令第04/2009/ND-CP号に規定されるパートA項目II(特別優遇環境保護事業リスト)及びパートB項目II(優遇環境保護事業リスト)に属する活動は活動期間全体にわたって税率10%の適用を受ける。さらに(i)社会的・経済的に困難な地域での環境保護事業を行なう企業については、課税所得が生じてか

ら4年間の免税、その後9年間の50%減税の適用を受ける。(ii)その他の地域で環境保護事業を行なう企業については、課税所得が発生してから4年間の免税、その後5年間の50%減税の適用を受ける。当該の優遇税制は法人税ガイドラインとなる通達第130/2008/TT-BTC号に規定される優遇分野と一致している。

法人税計算の際に、環境保護事業に関する商品広告のための費用、環境保護に関する映画及び自然科学関連のレポート作成のための費用、ゴミ分のために無償配布されるものの費用(リーフレット作成費用を含む)はその実費が損金算入できる。

■ 付加価値税

環境保護事業を行なう個人及び組織が科学研究、技術開発のため、国内で生産できない機械設備及び原材料を輸入する場合、その当該機械設備及び原材料はVAT課税対象外となる。これは付加価値税法のガイドラインとなる通達第129/2008/TT-BTC号に規定されない内容である。

引当金の計上及び利用に関する通達第228/2009/TT-BTC号

財務省は、2009年12月7日に棚卸資産評価引当金、投資損失引当金、貸倒引当金、製品保証引当金及び工事保証引当金の計上及び利用に関する通達第228/2009/TT-



BTC号(通達第228号)を公布した。同通達228号は、通達第 13/2006/TT-BTC号に代わるものであり、2009年度より遡って適用される。

通達第228号によると、引当金を計上する必要がある対象企業は課税所得の発生している製造会社、販売会社、サービス提供会社へと修正されている。なお、金融機関の引当金の計上は別の法令により実施される。

同通達の大きな変更は棚卸資産評価引当金、投資損失引当金、貸倒引当金、製品保証引当金及び工事保証引当金といった各引当金について、費用及び損失の実際発生額と引当額との差異が、費用及び損失への戻入額として認められている点である。つまり、戻入額をその他収益として認識するのではなく(以前の省令130号ではその他収益として計上することとなっていた)、売上原価、金融費用、一般管理費用又は販売費用の減少額として計上することとなる。

有価証券投資に関する投資損失引当金の計上に関して、通達第228号は上場有価証券及び未上場有価証券の時価の算定方法を以下の通り規定している。

- i. 上場有価証券: ハノイ証券取引所の上場有価証券については、引当金計上日における取引価格の平均値をもって時価とし、ホーチミン証券取引所の上場有価証券については、引当金計上日の最後取引価格をもって時価とする。
- ii. 未上場有価証券: 時価の算定方法は以下のケースに分類される。
 - 未上場有価証券市場(UPCom)に登録された企業の有価証券: 引当金計上日における取引価格の平均値をもって時価とする。
 - 未上場有価証券市場(UPCom)に登録していない企業の有価証券:

引当金計上日における証券取引会社(少なくとも3社)による公表価格の平均値をもって時価とする。

証券会社は、現在、財務省によって別途発行されている規則に基づき、自己取引勘定に対して投資損失引当金を計上することができる。しかしながら、2003年度の法人税法下で発効された旧省令100号に置き換わる新たな規則がない。そこで、当該引当金を計上しようとする証券会社は個別に取り扱いを確認するべきと考える。

貸倒引当金に関する改正内容は以下の通りである。

- 6カ月以上回収期限の経過した不良債権: 債権額の30%に相当する額の貸倒引当金を計上することができる(旧省令130号では3ヶ月以上と規定されていた)。
- 3年間以上回収期限の経過した不良債権: 債権額の100%に相当する額の貸倒引当金を計上することができる
- 企業は、100%貸倒引当金を計上した不良債権について、少なくとも10年間から15年間は会計帳簿に区分経理し、かつ、貸借対照表のオフバランス項目として継続的にモニターし、債権回収に努めなければならない

法人税法ガイドラインとなる通達第130/2008/TT-BTC号の訂正

2009年12月3日に、財務省は決定書第3027/QD-BTC号を公布した。同3027号は、法人税法ガイドラインとなる通達第130/2008/TT-BTC号を一部訂正するものである。同決定書によると、4年間の免税、その後9年間の50%減税の優遇税制の対象となる企業は「水力発電所」セクターではなく、「発電所」セクターの投資プロジェクトのために新規に設立された会社、と拡張されている。

同通達は2009年度から遡って適用される

ガイドライン法令

個人所得税

有価証券の譲渡から得られた所得に対する個人所得税

2009年12月8日付財務省の公文書第5050/TCT-

TNCN号によると、2009年1月1日から2009年12月31日にかけて行われた有価証券の譲渡から得られた所得に対する個人所得税は免税対象であるが、2010年1月1日以降は個人所得税を納付することとなる。

有価証券の譲渡所得に関する税金計算及び源泉徴収のタイミングは2010年1月1日以降の有価証券譲渡が完了した時点である。具体的には以下の通りである。

- 証券取引所等にて登録された上場有価証券あるいは未上場有価証券：税金計算及び源泉徴収のタイミングは、証券取引所あるいは証券取引センターが取引価格を通知した時。
- 上記以外の有価証券：税金計算及び源泉徴収のタイミングは、有価証券譲渡契約書の効力発生日。有価証券譲渡契約書がない場合は、有価証券の所有権を変更登録した時点。

証券会社、証券取引所、証券取引センターは2010年1月1日より、有価証券の譲渡取引毎に譲渡額から0.1%を源泉徴収し、翌月20日までに当該徴収額に関する税務申告書を提出しなければならない。

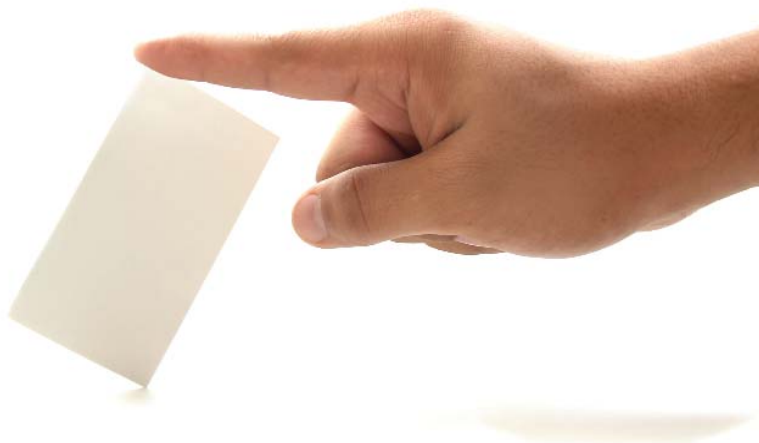
個人所得税率20%を適用するためには、納税者は通達第84/2008/TT-BTC号に

規定される条件を満たし、2009年12月31日までに取引証券会社を管轄している税務署あるいは納税者が居住している税務署に個人所得税率20%の適用を登録しなければならない。

付加価値税

輸出品の販売価格の減額に対する付加価値税

2009年12月4日付で税務総局は、輸出品の販売価格の減額に対して適用される、インボイスの再発行及び仕入れ税額控除に関するガイダンスとして公文書第5020/TCT-CS号を発行した。これによると、ベトナム企業との輸出契約書にサインをした海外の買い手が、品質不備を発見して、後日、販売価格の減額を要求する場合、両社は対象となるインボイスや契約書(番号、日付)を明示して、その数量、減額率及び減額理由を書面にて合意しなければならない。同時に、ベトナム企業は合意済みの減額を表すインボイスを再発行しなければならない。この場合、当該書面による合意文書及び再発行されたインボイスはベトナム企業が売上の減少を計上し、又輸出品にかかるVATの仕入れ税額控除を行うための法的な根拠となる。



輸出入及び税関

輸出品の検査強化

年末に経済を安定させ、輸出品検査を強化する目的で、税関総局は、2009年12月11日に公文書第17433/BTC-TCHQ号を公布した。

それによると、通関前の関税納付対象となる商品リスト、品質検査対象である商品リスト、食品衛生・安全検査対象である商品リストに属する商品は、レッドラインに移動され、現物検査の他、HSコード、関税、原産地証明書を検査される。

税関は、価格詐欺防止のため、輸入高が増加傾向にある商品について、価格リスク管理を受けるリストに入れるように、報告しなければならない。

同時に税関総局は以下の通り、通知なしの税関検査を強化する。

?
貿易詐欺の傾向があるグリーンライン、黄色ラインに属する輸入品の通関検査

?
密売、脱税ための書類や証憑及び優遇税制の証明となる原産地証明書の詐欺防止

?
仮輸入品、海港移転、国境検問所の移転、税率調整の対象商品、税率の高い商品に対する通関手続きのプロセス検査

輸出品の通関価額の確定

輸出品の通関価額に関する通達第40/2008/TT-

BTC号によると、輸出品の通関価額は輸出国境ゲートでの売値(国際保険料と国際運賃を除く)である。売り手と買い手が輸出後に最終的な販売価格を確定させることに合意している場合には、税関申告の時点で申

告者は通関価格を確定させることができず、通関申告のため仮価格が使用されることとなるが、当該仮価格は契約書及び関連証憑に記載された額でなければならない。販売価格が最終決定し、決済のための書類も準備できた場合、輸出者は、関税の再計算のために通関当局に追加申告しなければならない。

上記内容は、財務省が2009年11月17日付で発行した公文書第16323/BTC-TCHQ号によっている。

加工向けの輸入原材料が損傷した場合の輸入税

関税総局が2009年12月17日付で発行した公文書第7691/TCHQ-GSQL号は、加工向けの輸入原材料や製品が損傷して破棄しなければならない場合の輸入税の取り扱いを規定している。同公文書によると、こうした輸入原材料や製品は、税関へ登録済みの原材料消費量を超えない範囲で、輸入税免税を受けることが可能である。もし原材料消費量を超過している場合は、超過分については輸入税を納税しなければならない。輸入税の免税又は納税は、2009年4月20日付通達第 79/2009/TT-BTC号が適用される。



For more information, please contact:

Richard Buchanan
Partner
rhubuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Tom McClelland
Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

Donald Wilson
Senior Tax Counsel
donawilson@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Bui Ngoc Tuan
Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 2530

Bui Tuan Minh
Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

Lynn Tastan
Tax Director
ltastan@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

Andrea Tochackova
Tax Director
atochackova@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

This **tax newsletter** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter.

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia – a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.

@ 2009 Deloitte Vietnam Tax Company Limited

Hanoi Office

8 Pham Ngoc Thach, Dong Da District , Hanoi

Tel: +84 4 3852 4123

Fax: +84 4 3852 4143

Tax & Consulting Advisory Office

Suite 401, Ocean Park Building

1 Dao Duy Anh, Dong Da District , Hanoi

Tel: +84 4 3577 2530

Fax: +84 4 3577 2529

Ho Chi Minh Office

11th Floor, Saigon Trade Center

37 Ton Duc Thang, District 1

Ho Chi Minh City

Tel: +84 8 3910 0751

Fax: +84 8 3910 0750

www.deloitte.com/vn